

第25期 中間決算公告

2025年12月15日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	650,248	預 一 ル マ ネ 一	4,536,969
コ 一 ル 口 一 ン	10,296	売 現 先 勘 定	228,725
買 入 金 錢 債 権	39,942	借 用	511,213
金 錢 の 信 託	38,279	外 国 為 替 債	455,240
有 価 証 券	1,588,019	社 そ の 他 負 債	1,309
貸 出 金	3,650,135	未 払 法 人 税 等	90,500
外 国 為 替	2,252	資 産 除 去 債 務	102,250
そ の 他 資 産	78,246	そ の 他 の 負 債	2,506
そ の 他 の 資 産	78,246	賞 与 引 当 金	274
有 形 固 定 資 産	1,068	退 職 給 付 引 当 金	99,469
無 形 固 定 資 産	17,645	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	310
繰 延 税 金 資 産	2,732		1,661
貸 倒 引 当 金	△862		181
		負 債 の 部 合 計	5,928,363
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,500
		資 本 剰 余 金	28,500
		資 本 準 備 金	28,500
		利 益 剰 余 金	84,638
		利 益 準 備 金	7,891
		そ の 他 利 益 剰 余 金	76,746
		繰 越 利 益 剰 余 金	76,746
		株 主 資 本 合 計	151,638
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,094
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	96
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,997
		純 資 産 の 部 合 計	149,640
資 産 の 部 合 計	6,078,004	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,078,004

中間損益計算書 (2025年4月1日から
2025年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	62,358
資 金 運 用 収 益	
(う ち 貸 出 金 利 息)	56,304
(う ち 有 價 証 券 利 息 配 当 金)	(23,553)
役 務 取 引 等 収 益	(28,542)
そ の 他 業 務 収 益	4,924
そ の 他 経 常 収 益	255
	873
経 常 費 用	54,290
資 金 調 達 費 用	
(う ち 預 金 利 息)	26,366
(20,962)	
役 務 取 引 等 費 用	10,957
そ の 他 業 務 費 用	1,868
営 業 経 常 費 用	14,844
そ の 他 経 常 費 用	253
経 常 利 損 失	8,068
特 別 利 損 失	371
固 定 資 産 処 分 損 益	
税 引 前 中 間 純 利 益	371
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	7,696
法 人 税 等 調 整	2,155
法 人 税 等 合 計	135
中 間 純 利 益	2,290
	5,405

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金及び短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。

これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 300百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は339,544百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	491百万円
危険債権額	711百万円
要管理債権額	1,013百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	1,013百万円
小計額	2,215百万円
正常債権額	3,651,420百万円
合計額	3,653,636百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返

済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、6,284百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	229,014 百万円
貸出金	871,241 百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	171,839 百万円
借用金	455,100 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 52,907 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 86 百万円、金融商品等差入担保金 4,254 百万円、現先取引差入担保金 2 百万円及び保証金 765 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,964 百万円であり、これらの原契約期間は全て 1 年以内であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 855 百万円
8. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) 10.37%

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注3）参照）。また、現金預け金、コールローン、外国為替（資産・負債）、コールマネー、売現先勘定については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、中間貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	21,147	17,131	38,279
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	—	186,427	—	186,427
社債	—	132,141	—	132,141
証券化商品	—	72,224	47,295	119,519
外国債券	—	564,303	78,880	643,183
その他	—	—	28,300	28,300
デリバティブ取引（*1）（*2）				
金利関連	—	44,267	—	44,267
通貨関連	—	6,125	—	6,125
資産計	—	1,026,637	171,608	1,198,245
デリバティブ取引（*1）（*2）				
金利関連	—	24,396	—	24,396
通貨関連	—	3,964	—	3,964
負債計	—	28,360	—	28,360

（*1） 中間貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。ヘッジ対象の相場変動を相殺するため金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（*2） デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間貸借対照表計上額は資産24,131百万円、負債5,078百万円となります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				中間貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	—	13,971	—	13,971	14,309	△337
社債	—	35,129	—	35,129	36,539	△1,410
証券化商品	—	—	423,318	423,318	422,295	1,022
外国債券	—	4,915	—	4,915	5,001	△85
貸出金（＊）	—	—	3,641,630	3,641,630	3,649,282	△7,652
資産計	—	54,016	4,064,948	4,118,965	4,127,428	△8,462
預金	—	4,532,496	—	4,532,496	4,536,969	△4,473
借用金	—	448,965	—	448,965	455,240	△6,275
社債	—	—	89,229	89,229	90,500	△1,270
負債計	—	4,981,461	89,229	5,070,691	5,082,710	△12,019

(＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金 852 百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(2) 有価証券

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に国債、地方債、社債等がこれに含まれております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル2に、観察できないインプットを用いている場合はレベル3に分類しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、クレジット・スプレッド等が含まれます。

市場における取引価格が存在しない投資信託は、基準価額に対して一定の調整を行っており、レベル3の時価に分類しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権（期限の利益喪失債権、延滞債権等）については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらはレベル3に分類しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金は、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

これらは、いずれもレベル2に分類しております。

(2) 借用金

借用金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル2に分類しております。

(3) 社債

当社の発行する社債は、市場価格がないことから、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に当社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により時価を算出しております。それらの評価技法で使用される主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.4%–1.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位:百万円)

期首 残高	当期の損益 又はその他有価証 券評価差額金		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価か らの振替 の純額	レベル3 の時価か らの振替 (*2)	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
	損益に 計上 (*1)	その他有 価証券評 価差額金 に計上					
金銭の信託							
その他の金銭の信託 有価証券	18,447	△65	△354	△895	—	—	17,131
その他有価証券							—
証券化商品	51,330	△144	82	8,675	—	△12,650	47,295
外国債券	67,110	780	90	12,707	—	△1,808	78,880
その他	26,085	727	0	1,486	—	—	28,300

(*1) 主に中間損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社は、リスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。

算定された時価は、リスク管理部門にて時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*）	300

(*) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	766	781	14
	社債	—	—	—
	証券化商品	375, 530	376, 605	1, 074
	外国債券	—	—	—
	小計	376, 297	377, 386	1, 088
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	13, 542	13, 190	△351
	社債	36, 539	35, 129	△1, 410
	証券化商品	46, 765	46, 713	△51
	外国債券	5, 001	4, 915	△85
	小計	101, 847	99, 949	△1, 898
合計		478, 145	477, 335	△809

2. 子会社株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	300
関連法人等株式	0

(注) 当該株式については、市場価格のない株式であります。

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	499, 165	492, 200	6, 964
	証券化商品	119, 145	118, 540	604
	外国債券	362, 219	356, 088	6, 130
	その他	17, 800	17, 571	229
	小計	499, 165	492, 200	6, 964
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	318, 569	336, 239	△17, 669
	国債	114, 644	126, 783	△12, 139
	地方債	71, 783	73, 874	△2, 090
	社債	132, 141	135, 581	△3, 439
	その他	314, 175	320, 677	△6, 501
	証券化商品	374	374	△0
	外国債券	280, 964	286, 952	△5, 987
	その他	32, 837	33, 350	△513
	小計	632, 745	656, 916	△24, 171
合計		1, 131, 910	1, 149, 116	△17, 206

4. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	38,279	38,644	△365	50	△416

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	156
退職給付引当金	523
賞与引当金	97
未払事業税	178
未払費用	506
その他有価証券評価差額金	964
その他	478

繰延税金資産小計

2,905

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△71

評価性引当額小計

△71

繰延税金資産合計

2,833

繰延税金負債

繰延ヘッジ利益

△44

資産除去債務

△56

繰延税金負債合計

△100

繰延税金資産の純額

2,732 百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 202,217円09銭

2. 1株当たりの中間純利益金額 7,304円80銭